

福島第一原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正（案）について

福島第一原子力発電所 原子力事業者防災業務計画について以下の通り修正を実施する。

1. SPDS（ERSS）伝送項目の見直し

原子力規制委員会から受領した『緊急時対策支援システムへの伝送項目の追加について（依頼）』（2019.9.25）に基づき、5号機および6号機のSPDS（ERSS）に『使用済燃料プール水位』の伝送目途が立ったことから伝送項目を追加する。

2. 原子力防災管理者の代行順位および副原子力防災管理者の役職変更

原子力防災管理者の代行順位および副原子力防災管理者の役職を変更する。

変更にあたっては、他事業者を参考に固定の役職以外の副原子力防災管理者については、別途定める文書により変更、管理できるように記載を見直す。

3. 前回届出以降に提出した連絡文書（読み替え）の反映

国土交通省自動車局の組織再編に伴い、原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路および第10条第1項の通報後の連絡経路の『国土交通省自動車局安全・環境基準課』を『国土交通省自動車局車両基準・国際課』に読み替えていることから反映する。

以 上